



114  
A 2594

貴族院組織令



一 皇族 貴族院に左ノ議員ヲ以テ組織ス

二 公侯爵

三 伯子男爵各其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者

四 國家ニ勲勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者

五 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付キ多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人

每一條

大正十一年四月  
大隈侯爵郵寄贈

ヲ互選シテ  
勅任セラレタル者

第二條 皇族ノ男子丁年ニ達シタルトキハ  
議席ニ列ス

第二條

第三條 公侯爵ヲ有スル者滿二十五歳ニ達シ  
タルトキハ議席ニ列ス

第三條

第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五  
歳ニ達シ各其ノ同爵ノ選ニ當リタル者ハ七  
箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選挙ニ  
関ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
前項議員ノ数ハ伯子男爵各統數ノ五分ノ一  
ヲ超過スヘカラス

第五條 國家ニ勲勞アリ又ハ學識アル滿三十  
歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終  
身議員タルヘシ

第五條

第六條 各府縣ニ於テ滿三十歳以上ノ男子ニ  
シテ土地或ハ工業商業ニ付キ多額ノ直接國  
稅ヲ納ムル者二十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選  
シ其ノ選ニ當リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以  
テ勅任セラレテ議員タルヘシ其ノ選考ニ関  
ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 國家ニ勲勞アリ又ハ學識アル者及各  
府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付キ多額ノ直  
接國稅ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員  
ハ有員議員ノ數ニ超過スルコトヲ得ス



第八條 貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ應シ華族及爵  
ニ関ル規則ヲ議決ス

第九條 貴族院ハ議員ノ資格及選舉ニ関ル事  
訟ヲ裁定ス其ノ裁定ニ関ル規則ハ貴族院ニ  
於テ之ヲ制定シ上奏裁可ヲ請フヘシ

第十條 議員ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又  
ハ身代限ノ處分ヲ受ケタルトキハ勅命ヲ以テ  
之ヲ除名スヘシ

第十條

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ勅任セラル  
ヘシ

被選議員ニシテ議長又ハ副議長ノ任命ヲ受ケ  
タルトキハ議員ノ任期間其ノ職ニ就クヘシ

第十一條

第十二條 議員ハ文武ノ官職ヲ兼任スルコトヲ  
得但シ陸海軍ノ現役ニ服スル者及裁判官タル  
者又ハ法律勅令ヲ以テ特ニ議員ノ兼任ヲ禁ス  
ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 此、勅令ニ定ムルモノ、外ハ總テ議  
院法、條規ニ依ル

第十三條



